

甲第 8 号証

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L06720189

発信者情報開示請求控訴事件

【事件番号】 東京高等裁判所判決／平成24年(ネ)第127号

【判決日付】 平成24年4月18日

【判示事項】 被控訴人の管理するインターネット上の電子掲示板に何者かがスレッド(記事)を投稿し、かつ、そのスレッドにおいて同一サイト内の別のスレッド(記事)に連なるハイパーリンクを設定することによって、控訴人が学生時代に女子部員に対してセクハラをしたという控訴人の名誉を毀損する情報を掲載しているとして、特定電気通信役務提供者である被控訴人に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報の開示を命じた事例

【掲載誌】 LLI/DB 判例秘書登載

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙1投稿記事目録記載の投稿記事に係る原判決別紙2発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由中の第2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決2頁4行目の次に行を改めて次のように加える。

「原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。」

- 2 原判決3頁19行目の「設定されている場合には」の次に「経験則上」を加える。

- 3 原判決4頁13行目末尾の次に次のように加える。

「本件各記事の「X1(浄土宗 □□教区の僧侶)のセクハラ」との記載は、本件サイト内に存在する別のスレッドのタイトルであり、本件各記事の投稿者は単にこのようなスレッドの存在を示すためにそのタイトルの記載をしたにすぎないと解される。そのため、当該記載は、控訴人がセクハラを行ったとの事実を摘示しているものではない。また、本件各記事には、控訴人が指摘するセクハラ行為の内容は全く示されていない。したがって、本件各記事により控訴人の社会的評価が低下するものではないから、名誉毀損には該当しない。本件各記事の投稿者は、リンクを設定してより詳しい内容に誘導しているわけではなく、単にリンクを設定しただけである。仮に、リンク先のスレッドの記事が控訴人の名誉権を侵害する可能性があるとしても、当該スレッドの記事に単にリンクを設定することで名誉毀損が成立するものではない。控訴人は、一般読者はハイパーリンクがあればそれもクリックしてリンク先も併せ読むのが経験則であると主張するが、このような経験則はない。ハイパーリンク先を訪れるか否かの選択は、個々のインターネットユーザーにより異なる。さらに、ハイパーリンクをクリックすることによってコンピュータウイルス等に感染するおそれがあるから、安易にこれをクリックするとは考えられない。」

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(権利侵害の明白性)について

本件記事1には、「このことを言ってるんですね」、「X1(浄土宗 □□教区の僧侶)のセクハラ [http://\(以下略\)](#)」との記載が、本件記事2には、投稿内容として「>>320 おーいX1さんよ。今は□□教区にいるんだからこっちにこいや。」、「X1(浄土宗 □□教区の僧侶)のセクハラ[http://\(以下略\)](#)」との記載があるが、控訴人が誰に対してどのようなセクハラを行ったのかの具体的な事実の摘示はない。しかし、セクハラという言葉は、特に女性を不快な気持ち、苦痛な状態に追い込み、人間の尊厳を奪う性的な言葉や行動を意味しており、今日においては、セクハラという言葉のみから、その具体的な事実の摘示がなくとも、女性に対して人間の尊厳を奪うような性的な言葉を発

し、行動をした者であると推測することができる。そうすると、「X1(浄土宗 〇〇教区の僧侶)のセクハラ」、本件記事2のスレッドタイトル「X1(△△寺に勤務の僧侶)のセクハラ」という内容の記事はそれ自体で、〇〇教区の浄土宗の僧侶で、△△寺に勤務したことのある控訴人が女性に対し性的ないやがらせをしたであろうと容易に推測できるような内容となっているといえる。さらに、本件各記事には、本件記事3へのハイパーリンクが設定表示され、これをクリックすると本件各記事の具体的で詳細な内容が記載されている本件記事3へと誘導する仕組みとなっている。そして、そこには、控訴人が◇◇大学の学生時代に同大学のカバディ部の女子部員に対してセクハラを行った旨が詳細に記載されており、この本件記事3と本件各記事とを併せて読めば、控訴人が◇◇大学の学生時代に上記セクハラを行ったとの印象を与える内容となっている。ただ、本件各記事と本件記事3とは本件サイト内であるとはいえそれぞれ別の電子掲示板における記事であることから、本件記事3は本件各記事の内容とはなり得ないのではないかとの疑問も生じる。しかし、本件各記事が社会通念上許される限度を超える名誉毀損又は侮辱行為であるか否かを判断するためには、本件各記事のみならず本件各記事を書き込んだ経緯等も考慮する必要がある。本件各記事にはハイパーリンクが設定表示されていてリンク先の具体的で詳細な記事の内容を見ることができる仕組みになっているのであるから、本件各記事を見る者がハイパーリンクをクリックして本件記事3を読むに至るであろうことは容易に想像できる。そして、本件各記事を書き込んだ者は、意図的に本件記事3に移行できるようにハイパーリンクを設定表示しているのであるから、本件記事3を本件各記事に取り込んでしていると認めることができる。

これに対し、被控訴人は、ハイパーリンク先を訪れるか否かの選択は、個々のインターネットユーザーにより異なり、さらに、ハイパーリンクをクリックすることによってコンピュータウイルス等に感染するおそれがあるから、安易にこれをクリックするとは考えられないと主張する。確かに、ハイパーリンク先を訪れるか否かは個々人によって異なることは、被控訴人が主張するとおりである。しかし、前記のとおり、ハイパーリンクが設定表示されている本件各記事を見る者がハイパーリンク先の記事を見る可能性があることは容易に想像できるのであり、ハイパーリンク先を訪れるか否かの選択が個々人によって異なるという理由だけで、ハイパーリンク先の記事を併せ読むことが一般的ではないということにはならない。また、本件各記事のような投稿をする者やこのような投稿記事に興味を持つ者がコンピュータウイルス等に感染することを危惧して安易にクリックすることはないなどとはいえず、むしろ、ハイパーリンク先に移行するのが通常であろうと推測される。そうすると、本件各記事は本件記事3を内容とするものと認められる。

以上のことからすると、本件各記事は、控訴人が◇◇大学の学生時代に同大学のカバディ部の女子部員に対してセクハラを行ったかのような内容の事実を摘示したものであり、控訴人の社会的評価を低下させるものと認められる。なお、控訴人が上記女子部員に対しセクハラを行ったことを認めるに足る証拠はない。

そして、本件において、控訴人の社会的評価を低下させる事実の摘示について、当該行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合であって、摘示された事実が重要な部分において真実であることが証明され、仮に真実であることの証明がないときでも、行為者において摘示した事実を真実と信じるについて、相当の理由があるといった違法性阻却事由が存在するという事情をうかがわせる証拠はない。

したがって、本件各記事によって控訴人の名誉が毀損され、その権利が侵害されたことが明らかであるということができ、また、本件各記事の発信者に対して損害賠償請求権を行使することを予定している控訴人には発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるといえるから、控訴人の被控訴人に対する発信者情報の開示請求は理由がある。

2 以上によれば、控訴人の請求は理由があり、これを認容すべきであり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上控訴人の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部
裁判長裁判官 春日通良
裁判官 太田武聖
裁判官 金子直史